

大阪医科薬科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一

**【2021年度 第14報】新型コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針及び
教職員・学生の行動指針について**
(対象期間：2022年3月1日～3月31日)

大阪府内では厳しい感染状況が続いていることを受けて、まん延防止等重点措置が延長となり、第14報を以下のおり適用します。対象期間は3月1日～3月31日とします。なお、期間中は、大学が指示又は許可した場合を除き、登校を禁止とします。

基本的大学共通事項

1. 正課活動について

講義と演習については、原則的に全面遠隔授業とします。実習については、面接と遠隔を併用します。なお、試験については対面とします。具体的な講義、演習及び実習については、各キャンパスよりお知らせします。

2. 正課外活動等について

①自習室について

登校禁止の間は、自習室等を全面閉鎖します。

②会食等について

学内外を問わず、密な集まりを禁止します。特に感染リスクの高い下記施設への出入りを禁止します。また、同居家族以外との会食を極力控えてください。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店
- ・パチンコ店、ネットカフェ、雀荘等の遊興施設

③クラブ活動について

クラブ活動を全面的に禁止します。

上記に反する行為・行動が原因となり、クラスターが発生した場合、または③に反した場合には、クラブの活動を停止し、当該学生は大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。

3. 学生のアルバイトについて

以下の条件を満たし、感染予防に十分留意することを前提に、期間中の学生のアルバイト等への従事を許可します。

- ①感染リスクが高い施設ではない
- ②三密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている
- ③アルバイト等による収入を生活費(遊興費を除く)や学費・書籍代等に充当する必要がある
- ④感染した場合、追跡可能な方策(新型コロナウイルス接触確認アプリ”COCOA”等を使用)を取っている
- ⑤やむを得ないと判断された状況以外での新型コロナウイルス感染による入院や自宅隔離などに伴う不利益は自己責任となることを理解している

4. 学生の健康管理について

- ①毎日、体温測定、体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合は登校せず、春期休暇中であってもすみやかに医学部・看護学部の学生は

本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に電話連絡してください。学校医と相談のうえ、病院職員外来の受診や、PCR 検査を行う場合があります。

- ②新型コロナウイルス感染者と診断された時、みなし陽性者又は濃厚接触者と判断された時の対応
新型コロナウイルス感染者、みなし陽性者、あるいは濃厚接触者となった場合は、ワクチン接種の有無に関わらず行政の指示に従って登校停止・再登校となります。その場合、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。なお、本部キャンパスの学生は、同じ敷地内に大学病院があるため、再登校前に PCR 検査を行い、学部長と学校医が再登校の判断をする場合があります。
- ③同居家族・友人が新型コロナウイルス感染者と診断された時、濃厚接触者に認定された時の対応
登校せず、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。
- ④地域によって感染者および濃厚接触者への対応方針が異なる場合がありますので注意してください。行政からの指示が迅速に得られないことがありますので、各キャンパスの担当部署に積極的に相談してください。
- ⑤オミクロン株の流行に伴い、家庭内感染が増えています。家庭内での感染予防にこれまで以上に努めて下さい。

5. 教職員及び学生の海外渡航について

海外渡航は、外務省及び相手国の指示に従うこととし、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。なお、学生は各学部長、学長の許可を得てください。また、海外から帰国した者は、検疫所の指示に従うこととし、違反した場合は処罰の対象とします。

6. 学会、研修会及び勉強会等について

下記①～④の通りとしますが、加えて、開催地となる都道府県の指示に従ってください。

①会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等について

以下の事項を遵守してください。

- ・十分な感染対策を講ずること
- ・会食を伴わないこと
- ・会場の収容定員の 50%程度の参加者数であること
- ・事後に参加者の名簿とワクチン接種歴の有無(証明書等は不要)を提出すること

②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について

2月24日にグループウェアに掲載した「本学教職員の学会等出張の取扱について」を確認してください。

③学外からの見学者及び実習者について

原則として、新型コロナウイルスワクチン接種済、または抗原検査か PCR 検査陰性であることを条件とします。

④他学への講師派遣について

他学への講師派遣については、先方の方針に従い、感染対策を徹底して行うことを条件に認めます。

7. 図書館について

開館時間及び自習のための利用については、各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は3月1日現在のものであり、今後の社会情勢の変化や本学関係者に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者等が発生した場合は、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以上